

ワーキング・ホリデー査証に関する日本国政府とチェコ共和国政府との間の協定

日本国政府及びチェコ共和国政府（以下「両締約国政府」といい、個別に「締約国政府」という。）は、両国の間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、

両国の間の相互理解を促進することを目的としてそれぞれの国民、特に青少年に対し、他方の国の文化及び一般的な生活様式を正當に理解するための一層広範な機会を提供することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

- 1 各締約国政府は、他方の締約国（以下「派遣国」という。）の領域内に居住する派遣国の国民に対し、当該派遣国の国民が次に掲げる要件を全て満たすときは、ワーキング・ホリデー査証を無償で発給する。

 - (a) 主として休暇を過ごすために他方の締約国（以下「受入国」という。）の領域に入国する意図を有すること。
 - (b) ワーキング・ホリデー査証申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

- (c) 被扶養者を同伴しないこと（この(c)の規定の適用上、自己の有効な査証を所持する者は、被扶養者と
はみなさない。）。
 - (d) 有効期間が受入国における予定滞在期間を三箇月以上超える有効な旅券及び帰国のための旅行切符又
はそのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。
 - (e) 受入国における滞在の当初の一箇月間に生計を維持するための相当な資金（受入国の関係当局の裁量
による額とする。）を所持すること。
 - (f) 以前にワーキング・ホリデー査証の発給を受入国から受けていないこと。
 - (g) 受入国において効力を有する法令によつて要求される十分な健康保険に加入していること。
 - (h) 受入国の領域への入国のために必要な全ての健康に関する要件を満たすこと。
 - (i) 犯罪経歴を有しないこと。
- 2 ワーキング・ホリデー査証を申請することにより、申請者は、次に掲げる意図を全て有していることを
承認するものとする。
- (a) 受入国を滞在終了時に出国し、かつ、受入国に滞在する間に在留資格を変更しないこと。

- (b) 受入国において効力を有する法令を受入国に滞在する間に遵守すること。
- 3 受入国が派遣国の国民に対して発給するワーキング・ホリデー査証については、次のとおりとする。
 - (a) 受入国がチェコ共和国である場合には、発給の日から最長一年間有効な数次入国査証
 - (b) 受入国が日本国である場合には、発給の日から三箇月間有効な一次入国査証
- 4 1の規定にかかわらず、各締約国政府は、受理した特定の査証申請を認めない権利を留保する。

第二条

各締約国政府は、派遣国の国民に対し、派遣国にある受入国の大使館において、ワーキング・ホリデー査証を申請することを許可する。必要な場合には、申請者は、資格を決定するために大使館の代表者による面接を受ける。

第三条

1 チェコ共和国政府は、有効なワーキング・ホリデー査証を所持する日本国民に対し、当該査証の有効期間中、チェコ共和国に滞在することを許可する。チェコ共和国政府によって発給されるワーキング・ホリデー査証の有効期間は、延長することができない。

2 日本国政府は、有効なワーキング・ホリデー査証を所持し、及びその有効期間内に日本国の領域に入国するチェコ共和国国民に対し、入国の日から一年までの期間、日本国に滞在することを許可する。チェコ共和国国民は、日本国において効力を有する法令に従って入国審査官に対し再び入国する意図を表明して出国するときは、許可された滞在期間内の再入国の許可を受けたものとみなされる。

3 各締約国政府は、自国において効力を有する法令に従い、1又は2に規定する派遣国の国民に対し、旅行資金を補うために休暇の付随的な活動として就労許可なしに就労することを認める。

4 1及び2の規定にかかわらず、各締約国政府は、この協定に基づいて査証を発給された者であつて、好ましくないと認めるものの自国の領域への入国を拒否し、又はこの協定に基づいて入国を認められた者であつて、好ましくないと認めるものを出国させる権利を留保する。

第四条

両締約国政府は、相互主義に基づき第一条の規定により一暦年中に発給される査証の最大数について、相互に、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生から九十日以内に書面により通報する。両締約国政府は、この数を毎年外交上の公文の交換を通じて変更することができる。

第五条

ワーキング・ホリデー査証により受入国の領域に入国したいずれの締約国政府の国の国民も、受入国に滞在する間、受入国において効力を有する法令に従う。

第六条

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、それぞれの国において効力を有する法令に従って実施される。

第七条

1 いずれの締約国政府も、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要な国内手続の完了を書面により通報する。この協定は、これらの通報のうちいずれか遅い方の通報が受領された日の属する月の翌々月の初日に効力を生ずる。

2 この協定の解釈に関するいかなる紛争も、両締約国政府により外交上の経路を通じて解決される。

3 この協定の改正については、いつでも両締約国政府の間で交渉することができる。これらの改正は、書面により行われる。

4 この協定の規定については、いつでも外交上の経路を通じた締約国政府の間の協議の対象とすることができる。

5 いずれの締約国政府も、前記の規定の全部又は一部の実施を公の秩序のために一時的に停止することができる。このような停止又はその解除は、外交上の経路を通じて他方の締約国政府に直ちに通告される。

6 いずれの締約国政府も、三箇月前までに他方の締約国政府に対して書面により通告することにより、この協定を終了させることができる。

7 この協定の終了又はこの協定のいかなる規定の実施の停止の後においても、両締約国政府により外交上の経路を通じて別段決定される場合を除くほか、各締約国政府は、派遣国の国民であつて、当該終了又は停止の日において、有効なワーキング・ホリデー査証が発給されているもの又は第三条の規定により受入国における滞在が認められているものの入国又は滞在の希望について好意的な考慮を払う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十七年六月二十七日に東京で、ひとしく正文である日本語、チェコ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

鳴崎郁

チェコ共和国政府のために

ヴァーツラフ・コラヤ